

平成28年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成28年12月1日

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	平成28年11月22日
件 名	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を国に求める意見書の採択と送付に関する請願書		
提 出 者	森 下 浩 平		
紹 介 議 員	石 川 翼 宮 川 金 彦 深 谷 恵 子		
付 託 委 員 会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p>請 願 の 趣 旨</p> <p>貴職が住民の生活向上と福祉増進のため尽力されていることに敬意を表します。厚生労働省は平成26年4月に賃金上昇2.3%に対して調整率0.9%を差引く年金改定をおこない、初めてマクロ経済スライド制度の適用となりました。</p> <p>平成28年度の物価は0.8%上昇しましたが、賃金が0.2%減少したため、マクロ経済スライド制は適用されませんでした。とはいえ、物価が上昇しているので年金は実質低下となります。消費税の税率強化、食料品等日常生活に密接な商品の価格上昇、医療・介護保険料の引き上げ、医療窓口での負担増などで食生活さえも切りつめなければならない状態に追い込まれている高齢者も出ています。</p> <p>働く世代では非正規労働者が大幅に増加し、雇用労働者の40%余を占めるまでになりました。年収200万円以下の生活を余儀なくされている青年層も多数存在します。彼らのなかには国民年金の掛け金を払いたくても払えない人もあり、年金未納率は36%にも上る一因となっています。その結果が青年層にも将来必ず訪れる年金生活に大きな障害となることが心配されます。</p> <p>上記の趣旨をもって下記の事項について請願する次第です。</p>		
	<p>請 願 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年金を毎年下げ続けるマクロ経済スライドを廃止すること。 2 年金の支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。 3 年金は隔月支給をやめ、国際的にも一般的な、毎月支給に改めること。 4 国庫が財源を全額負担する最低保障年金制度を早急を実現すること。 5 若い人たちの年金掛金納付率を高めるため、正規労働者を増やして安定した生活保障し、将来の低年金や、無年金をなくす施策をおこなうこと。 6 生活保護基準以下の年金生活を余儀なくされている高齢者のために、年金資金に対する国庫負担を大幅に増やすこと。 <p>以上6項目について、国に対する意見書を採択し、地方自治法第99条に基づいて国会及び関係行政庁に送付されることを請願いたします。</p>		

平成28年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成28年12月1日

番 号	請 願 第 3 号	受理年月日	平成28年11月22日
件 名	後期高齢者医療保険料軽減特例措置の継続を国に求める意見書の採択と送付に関する請願書		
提 出 者	森 下 浩 平		
紹 介 議 員	石 川 翼 宮 川 金 彦 深 谷 恵 子		
付 託 委 員 会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p>請 願 の 趣 旨</p> <p>厚生労働省は後期高齢者医療保険制度に設けられている「保険料軽減特例措置」を段階的に縮小する方針を打ち出しました。この特例措置は法制定時に激変緩和のために、低所得者向けに保険料を最高9割軽減することとしたものです。現在、この軽減措置の適用を受けている高齢者は被保険者の6割近い916万人で、過半数の人たちが低年金・低所得におかれていることの裏付けとなります。</p> <p>特例措置がなくなると、9割軽減の人は7割軽減となり、保険料は3倍になります。また、健保の扶養者であった人が75歳になって、後期高齢者医療保険制度に移行した場合、加入から2年間は保険料が健保扶養者時の5倍に、3年目からは10倍以上の負担になる事例も出てくることとなります。</p> <p>後期高齢者医療保険制度は改定のたびに保険料が引き上げられるうえ、診療窓口での料金は高くなり、いっぽう年金は切り下げられるので、高齢者の日常生活は余裕を失っています。</p> <p>私たちは保険料の軽減措置を継続し、さらに恒久的な制度とすることを切望しています。上記の趣旨をもって下記の事項について請願する次第です。</p> <p>請 願 事 項</p> <p>後期高齢者医療保険制度に関わる後期高齢者の保険料軽減措置の段階的廃止を中止し、予算措置の継続をすること。</p> <p>以上の1項目について意見書を採択したうえ、地方自治法第99条に基づいて国会と関係行政庁に送付されることを請願いたします。</p>		

平成28年第4回安城市議会定例会請願文書表

平成28年12月1日

番 号	請 願 第 4 号	受理年月日	平成28年11月22日
件 名	年金積立金管理運用独立行政法人の積立金運用を見直し改善を求める意見書の採択と送付に関する請願書		
提 出 者	森 下 浩 平		
紹 介 議 員	石 川 翼	宮 川 金 彦	深 谷 恵 子
付 託 委 員 会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p>請 願 の 趣 旨</p> <p>安倍政権はアベノミクスの一環として、2014年10月に年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が運用する年金積立金の株式割合を24%から50%に引き上げました。2015年度の実績は5兆3千億円の赤字であったとのことです。また、2016年4月から6月にかけては5兆2342億円の赤字額となったと発表されています。</p> <p>年金は高齢者の生活を支える命の綱であり、地域経済を活発にする重要な資金ともなります。GPIFは短期的な運用損は年金額に影響しないと説明してしますが、2016年2月15日、安倍首相は衆議院の予算委員会で「想定した利益が出ないなら当然支払いに影響する。給付に耐える状況にない場合は給付で調整するしかない。」と答弁しています。</p> <p>運用損が続いた場合、将来の年金額や現役の保険料の引き上げにつながる懸念は大きくなります。年金積立金は国民の貴重な財産であることから、安全で確実な運用先を選択するのが当然であり、元本保証のない株式への運用はもっとも慎重であるべきと考えます。</p> <p>上記の趣旨をもって下記事項について請願する次第です。</p>		
	<p>請 願 事 項</p> <p>現行の株式運用割合を厳しく制限してください。</p> <p>以上の1項目について意見書を採択のうえ、地方自治法第99条に基づき国会及び関係行政庁に送付くださるよう請願いたします。</p>		